

 知財を生かす!

海外展開 支援策


まる分かりガイド

外国出願補助金

審査請求補助金

中間応答補助金

模倣品対策支援

冒認商標無効・取消係争支援

防衛型侵害対策支援

海外知財訴訟費用保険

知財総合支援窓口

海外展開に向けて知財の



● 海外における知財活動

情報収集



海外の知財制度等の
情報収集をしたい！

● 新興国等知財情報データバンク…………… P 14

アジアを中心に、中東、アフリカ、
中南米などの各国知的財産制度を紹介

● 海外知財訴訟リスク対策マニュアル・
模倣対策マニュアル…………… P 14

海外進出時の知財リスクや、
外国の模倣対策を解説



権利化



外国出願にはお金がか
外国出願費用の負担を

● 外国出願補助金……………

外国出願に要する費用の 1 / 2 を助成

● 軽減制度&交付金制度……………



外国出願の権利化を
目指したい！

● 審査請求補助金……………

外国出願にかかる審査請求に要する費用
の 1 / 2 を助成



拒絶理由通知に
応答したい！

● 中間応答補助金……………

外国出願の中間応答に要する費用の 1 / 2



知財の専門家に無料で相談できます！

● 知財総合支援窓口…………… P 12

知財に関する悩みや相談に対し、
ワンストップで課題解決

● 海外知的財産プロデューサー…………… P 13

企業における豊富な知的財産経験と海外駐在
経験を有する専門家が、訪問してアドバイス

支援策を知りたい!



かる…
軽減したい!

P4

P5

P6

P7

を助成

権利行使 (侵害対策)



海外での模倣品被害を何とかしたい…

● 模倣品対策支援…………… P8

海外での模倣品に関する侵害調査、警告、行政摘発等に
要する費用の2/3を助成



海外企業に自社の商標を
抜け駆け出願された…

● 冒認商標無効・取消係争支援…………… P9

企業ブランドの商標等を第三者に先取りされた場合の
取消費用の2/3を助成



外国企業から警告状が届いた、
訴えられた…

● 防衛型侵害対策支援…………… P10

海外で知財係争に巻きこまれた際の弁護士
相談費用など訴訟費用の2/3を助成

● 海外知財訴訟費用保険…………… P11

海外知財係争に備えた団体保険加入時の掛金の1/2を助成

知財全般の相談については **知財総合支援窓口** をご利用ください!

全国共通ナビダイヤル

0570-082100

※全国47都道府県に設置されたお近くの窓口につながります。

外国出願費用の負担を軽減したい!

令和5年度の事業では公募の機会が増えます!

外国出願補助金 (中小企業等外国出願支援事業)

権利化

権利行使(侵害対策)

情報収集

1 支援の概要

海外市場での販路開拓や円滑な営業展開、また模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取ることが重要です。

特許庁では、外国へ特許、実用新案、意匠又は商標の出願を予定している中小企業等に対し、都道府県中小企業支援センター等及び日本貿易振興機構(ジェトロ)を通じて、**外国出願に要する費用の1/2を助成**します。

助成対象となる経費

① 外国特許庁への出願手数料

- 特許・実用新案……各国への直接出願費用、PCT国際出願の国内移行費用
 - 商標……各国への直接出願費用、マドプロ出願費用
 - 意匠……各国への直接出願費用、ハーグ出願費用
- ※日本国特許庁に支払う費用、国内外消費税等については助成対象外になります。

② ①に要する国内代理人・現地代理人費用

③ ①に要する翻訳費用

2 支援の対象・要件

- 中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者)。ただし、みなし大企業を除く。
- 地域団体商標の外国出願については商工会議所、商工会、NPO法人等が対象。
- 以下①~④を満たすこと。

① 応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後に同内容の出願を優先権を主張して外国へ年度内に出願を行う予定の案件。

※商標については優先権がない案件も可とします。

※優先権主張をしないPCT出願(ダイレクトPCT出願)、ハーグ出願については、出願時に日本国を指定締約国に含むこと。

② 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。

③ 外国で権利が成立した場合等において「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している」こと。

※冒認出願とは、悪意の第三者による先取り出願のこと。

④ 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

※採択された場合は、企業名・所在地等について公表いたします。

※採択された場合は、事業完了後5年間の状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等)を行います。

※要件等の詳細については「お問い合わせ先」、または「ウェブサイト」をご確認ください。

※PCT出願の助成制度等については、P5記載の「軽減制度&交付金制度」をご参照ください。

3 補助率・上限額

補助率 1/2

上限額 1 企業あたり：300万円

1 案件あたり：特許 150万円

実用新案・意匠・商標 それぞれ60万円

冒認対策商標 30万円

※冒認対策商標とは、冒認出願の対策を目的とした商標出願

4 公募の時期

都道府県中小企業支援センター等及びジェトロにおいて公募を受け付けます。

令和5年度、ジェトロでは公募を3回実施します。 1回目：5月8日～5月19日

2回目：7月3日～7月14日

3回目：9月4日～9月15日

※公募期間について変更の可能性があります。詳しくはお問い合わせ先のジェトロまでお問い合わせください。

都道府県中小企業センター等の本年度公募期間については、裏表紙の地域実施機関の各センターにお問い合わせください。



5 支援の流れ



※補助事業者＝ 都道府県中小企業支援センター等及びジェトロ（連絡先は裏表紙を参照） ● 支援決定後に発生した費用を助成。

権利化

お問い合わせ先

外国出願補助金

【全国実施機関】 ※全国の事業者から申請を受理します。

(独)日本貿易振興機構（ジェトロ）知的資産部知的財産課 外国出願デスク
TEL：03-3582-5642 E-mail：SHUTSUGANDESK@jetro.go.jp

【地域実施機関】 ※域内に本社、支社、事業所等がある事業者から申請を受理します。

都道府県中小企業支援センター等（裏表紙をご参照ください。）

【制度全般について】

特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室 TEL：03-3581-1101（内線2577）
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html



権利行使（侵害対策）

PCT国際出願に要する費用を安くできます！

日本の特許庁に対し、日本語でPCT国際出願を予定している中小企業や大学等のみなさまに朗報です！
軽減制度&交付金制度を利用すると、手数料がトータルで…

中小企業・大学は**1/2**に！
小規模企業・中小ベンチャー企業は**1/3**に！
福島浜通り等の中小企業は**1/4**に！

※大企業の子会社は基本的に対象外



申請時に安くなる！ 軽減制度

対象となる手数料

出願時：送付手数料・調査手数料
予備審査請求時：予備審査手数料



申請方法

願書又は予備審査請求書と同時に、
軽減申請書を提出してください。

※詳細は、特許庁ウェブサイト「国際出願に係る手数料の軽減措置の申請手続」でご確認ください。

申請後に交付される！ 交付金制度

対象となる手数料

出願時：国際出願手数料
予備審査請求時：取扱手数料



申請方法

願書又は予備審査請求書が特許庁に受理された旨の通知書の発送日後、かつ、手数料納付後6か月以内に、交付申請書を提出してください。

※詳細は、特許庁ウェブサイト「国際出願促進交付金の交付申請手続」でご確認ください。

お問い合わせ先 (対象要件について) 特許庁 総務部 総務課 調整班 TEL:03-3581-1101 (内線2105)
(手続について) 特許庁 審査業務部 出願課 国際出願室 TEL:03-3581-1101 (内線2643)

※2024年1月1日以降に行う日本語の国際出願又は国際予備審査請求については、手続時に国際出願手数料又は取扱手数料の金額の1/2、1/3、1/4に相当する金額を納付することが可能となります。手続方法などの詳細については、特許庁ホームページをご確認ください。

情報収集

審査請求補助金 (中小企業等外国出願中間手続支援事業)

1 支援の概要

海外で特許の権利化を進めるにあたり、出願後に審査を開始するための「審査請求」が必要な国・地域があります。

特許庁では、外国特許庁へ「審査請求」を予定している中小企業者等に対し、日本貿易振興機構（ジェトロ）を通じて、**外国特許庁での審査請求に要する費用の1/2を助成します。**

助成対象となる経費

- ① 外国特許庁への審査請求料
※審査請求と同時に行う補正費用についても対象
- ② ①に要する国内代理人・現地代理人費用
- ③ ①に要する翻訳費用



2 支援の対象・要件

- 「中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者)。ただし、みなし大企業を除く。
- 令和4年度までに、特許庁の「外国出願補助金(中小企業等外国出願支援事業)」を利用し、出願した「特許」の案件で、審査請求期間内であること。

※要件等の詳細については、補助金申請先のジェトロまでお問い合わせください。

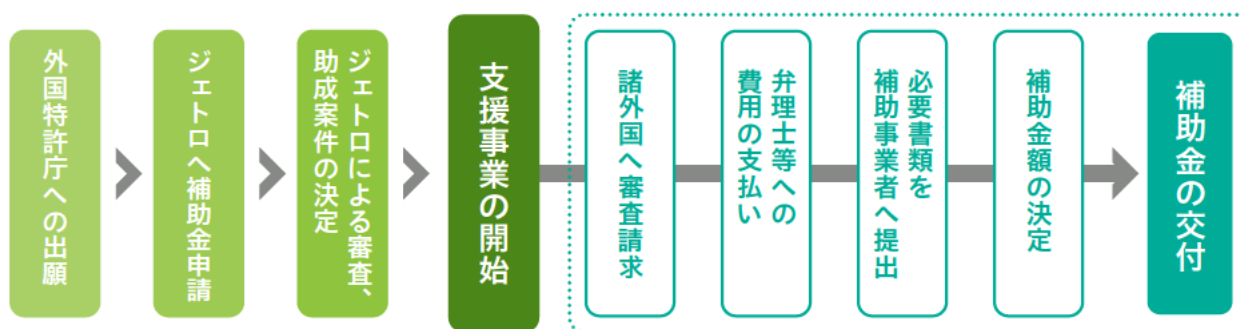
3 補助率・上限額

補助率 1/2
上限額 1企業あたり：60万円
1案件あたり：20万円

4 公募の時期

公募開始時期は未定となっておりますが、公募の準備が整い次第、特許庁及びジェトロのウェブサイトにて公表いたします。

5 支援の流れ



お問い合わせ先

【補助金申請先】

(独) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 知的資産部 知的財産課 外国出願デスク
TEL : 03-3582-5642

【制度全般について】

特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室 TEL : 03-3581-1101 (内線2577)
https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_prosecution_1.html

審査請求補助金



中間応答補助金 (中小企業等外国出願中間手続支援事業)

1 支援の概要

海外の特許出願について、出願国での審査の結果、拒絶の理由があると判断されると「拒絶理由通知」が出されます。権利化のためには、これらの拒絶理由を解消するための応答手続き（中間応答）が必要です。

特許庁では、外国へ特許出願を行った案件で、拒絶理由通知を受領し、今後応答を検討している中小企業等に対し、日本貿易振興機構（ジェトロ）を通じて、**外国出願の中間応答に要する費用の1/2を助成します。**

助成対象となる経費

- ① 外国特許庁への中間応答費用
※中間応答と同時に行う補正費用についても対象
- ② ①に要する国内代理人・現地代理人費用
- ③ ①に要する翻訳費用

2 支援の対象・要件

- 「中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者)。ただし、みなし大企業を除く。
- 特許庁の「外国出願補助金 (中小企業等外国出願支援事業)」を利用し出願した特許のうち、4庁（米国、欧州、中国、韓国）から、「拒絶理由通知」を受領している案件であること。
- 拒絶理由に「新規性」、「進歩性」が指摘された案件であること。
- 採択後に、応答手続きを行い、応答期限内の対応が可能な案件であること。

※要件等の詳細については、補助金申請先のジェトロまでお問い合わせください。

3 補助率・上限額

補助率 1/2

上限額 1企業あたり：30万円

4 公募の時期

公募開始時期は未定となっておりますが、公募の準備が整い次第、特許庁及びジェトロのウェブサイトにて公表いたします。

5 支援の流れ



お問い合わせ先

中間応答補助金

【補助金申請先】

(独)日本貿易振興機構（ジェトロ）知的資産部 知的財産課 外国出願デスク

TEL：03-3582-5642

【制度全般について】

特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室 TEL：03-3581-1101（内線2577）

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_prosecution_2.html



模倣品対策支援 (中小企業等海外侵害対策支援事業)

権利化

権利行使 (侵害対策)

情報収集

1 支援の概要

経済のグローバル化に伴い、日本企業の商品の模倣品が製造され、各国で被害が報告されています。模倣品の放置は、ブランドイメージの低下や模倣品による安全性の問題など企業に悪影響をもたらす恐れがあり、対策を講じることが重要です。

特許庁では、海外で模倣品被害を受けている中小企業者に対して海外侵害調査、警告状の作成、行政摘発の実施等について、その費用の2/3を助成しています。

助成対象となる経費

- ① 模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査
 - ② 調査結果に基づく模倣品業者に対する警告文作成、行政摘発、取り締り
※なお行政摘発、取り締りについて、特許権・実用新案権・意匠権は中国のみが対象国となります。
 - ③ 調査結果に基づく税関登録、税関差止請求等、模倣品が販売されているウェブサイトの削除申請
 - ④ 代理人費用
- ※①～③について、国・地域によっては実施できない可能性もございますので、事前に補助金申請先のジェットロにご相談ください。



2 支援の対象・要件

- 「中小企業者」又は「中小企業者で構成されるグループ」(構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者)ただし、みなし大企業を除く。
- 「地域団体商標」の模倣被害については、商工会議所、商工会、NPO法人等が対象。
- 対象国において、特許、実用新案、意匠、商標の権利を保有していること。
- 対象国において、権利侵害の可能性を示す証拠があること。

※要件等の詳細は「お問い合わせ先に記載されているウェブサイト」をご確認ください。

3 補助率・上限額

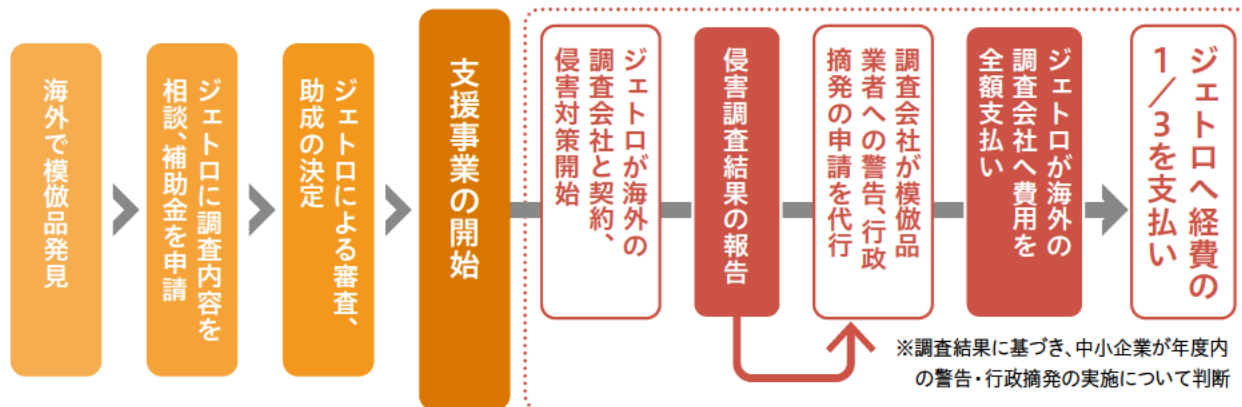
補助率 2/3
上限額 400万円

4 公募の時期

2023年10月31日まで (予算がなくなり次第終了)
※十分な調査等を行うためにも、なるべく早い時期での申請をお勧めいたします。

5 支援の流れ

〈サポート型支援〉



〈セルフ型支援〉

支援決定後、調査会社との契約・対策の実施をジェットロの支援を受けず、自社で行うセルフ型の支援があります。当制度の詳細は、補助金申請先のジェットロまでお問い合わせください。

冒認商標無効・取消係争支援 (中小企業等海外侵害対策支援事業)

1 支援の概要

特許庁では、中国等海外で現地企業から、自社のブランドの商標や地域団体商標を冒認出願（※）された中小企業等に対し、異議申立や無効審判請求、取消審判（例：中国における三年不使用取消）請求など、冒認商標を取消すためにかかる費用の2/3を助成します。

※悪意の第三者が自社ブランド等を抜け駆け出願すること

助成対象となる経費

- ① 冒認商標を取り消すための、異議申立、無効審判請求、取消審判請求に要する費用
- ② ①に要する弁護士、弁理士等の代理人費用（和解金・損害賠償金は含まず）

2 支援の対象・要件

- 「中小企業者」又は「中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者）ただし、みなし大企業を除く。
- 「地域団体商標」に関する係争については、商工会議所、商工会、NPO法人等が対象。
- 取り消そうとする冒認商標と同一又は類似の商標権を日本国で保有していること。

※商標が同一又は類似及びその商標を使用する商品・役務が同一又は類似であること。

※要件等の詳細については、補助金申請先のジェットロまでお問い合わせください。

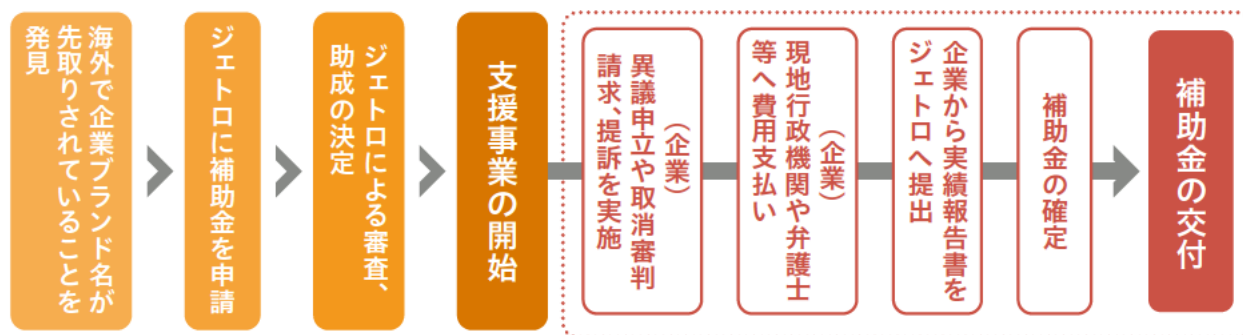
3 補助率・上限額

補助率 2/3
上限額 500万円

4 公募の時期

2023年10月31日まで（予算がなくなり次第終了）
※既に係争中の案件も対象となります。十分な対策を行うためにも、なるべく早い時期での申請をお勧めいたします。

5 支援の流れ



● 支援決定から翌年1月15日までに発生した費用を助成。

お問い合わせ先

模倣品対策支援事業

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service/



冒認商標無効・取消係争支援事業

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html



【補助金申請先】

（独）日本貿易振興機構（ジェットロ）知的資産部 知的財産課 TEL：03-3582-5198

【制度全般について】

特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室 TEL：03-3581-1101（内線2577）

防衛型侵害対策支援 (中小企業等海外侵害対策支援事業)

権利化

権利行使(侵害対策)

情報収集

1 支援の概要

近年では、進出先の国において、悪意のある外国企業から、冒認出願(※)で取得された権利等に基づき、日本企業が権利侵害を指摘され、「警告状」を受けたり、「訴訟」を起こされたりするなどのトラブルに巻き込まれるケースが見られます。

特許庁では、このようなケースで海外企業から警告、訴訟など係争に巻き込まれた中小企業等に対し、**対抗措置にかかる費用の2/3を助成**します。

※悪意の第三者が自社ブランド等先取り出願すること

助成対象となる経費

弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用など

2 支援の対象・要件

- 「中小企業者」又は「中小企業者で構成されるグループ」(構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者)ただし、みなし大企業を除く。
- 「地域団体商標」に関する係争については、商工会議所、商工会、NPO法人等が対象。
- 対象国で係争に関連する産業財産権を保有、もしくはその実施権を得ていること。ただし、下記①、②の冒認出願による係争の場合は、係争に関連する産業財産権を日本国で保有していること。
- 海外において、外国企業から以下の①～③の理由により権利侵害を指摘され、「警告状」を受けたり、「訴訟」を提起される等の係争に巻き込まれている中小企業。
 - ① 冒認出願等により現地の産業財産権を現地企業に抜け駆けされている。
 - ② 現地の産業財産権を保有しつつも、事業を実施していない企業から権利行使されている。
 - ③ 無審査によって取得できる現地の産業財産権が現地企業との間で並存している。

※上記の係争相手である現地企業が日系企業である場合は原則支援対象外。

※要件等の詳細については、補助金申請先のジェトロまでお問い合わせください。

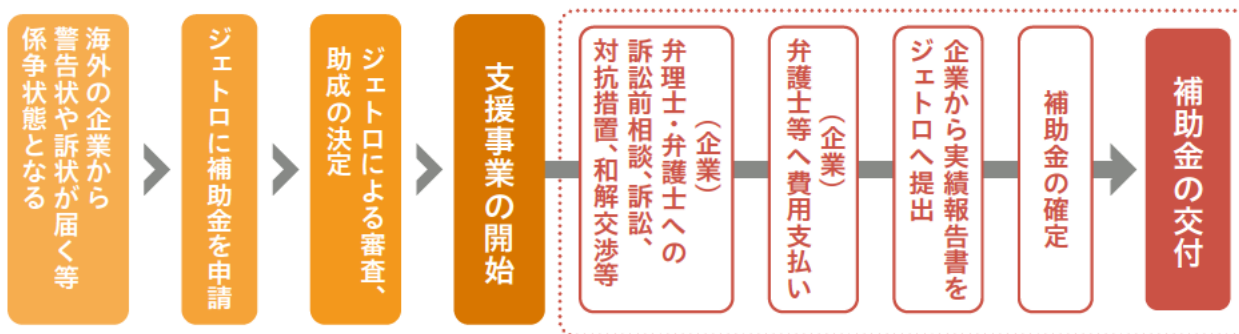
3 補助率・上限額

補助率 2/3
上限額 500万円

4 公募の時期

2023年10月31日まで(予算がなくなり次第終了)
※既に係争中の案件も対象となります。十分な対策を行うためにも、なるべく早い時期での申請をお勧めいたします。

5 支援の流れ



●支援決定から翌年1月15日までに発生した費用を助成。

お問い合わせ先

防衛型侵害対策支援事業

【補助金申請先】

(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的資産部 知的財産課 TEL: 03-3582-5198

【制度全般について】

特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室 TEL: 03-3581-1101 (内線2577)

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas



海外知財訴訟費用保険 (海外知財訴訟保険事業)

1 支援の概要

企業の海外進出の増加に伴い、新興国等、海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にあります。

特許庁では、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合の「セーフティーネットとしての施策」として、全国規模の中小企業を会員とする団体に補助金を交付し、中小企業が海外知財訴訟費用保険に加入する際の掛金の一部を助成し、中小企業の掛金負担を軽減します。

助成対象となる経費

全国規模の中小企業等を会員とした団体を運営主体とする知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟費用保険の加入に要する費用

※海外知財訴訟費用保険の内容や加入手続については、海外知財訴訟費用保険を運営する「お問い合わせ先に記載されている【保険内容や保険加入について】の各団体」にご連絡ください。また、本補助事業全般については、特許庁国際協力課海外展開支援室までご連絡ください。

2 支援の対象・要件

- 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の会員中小企業。ただし、みなし大企業を除く。
- 海外知財訴訟費用保険に加入する中小企業

※要件等の詳細は「お問い合わせ先に記載されているウェブサイト」をご確認ください。

3 補助率

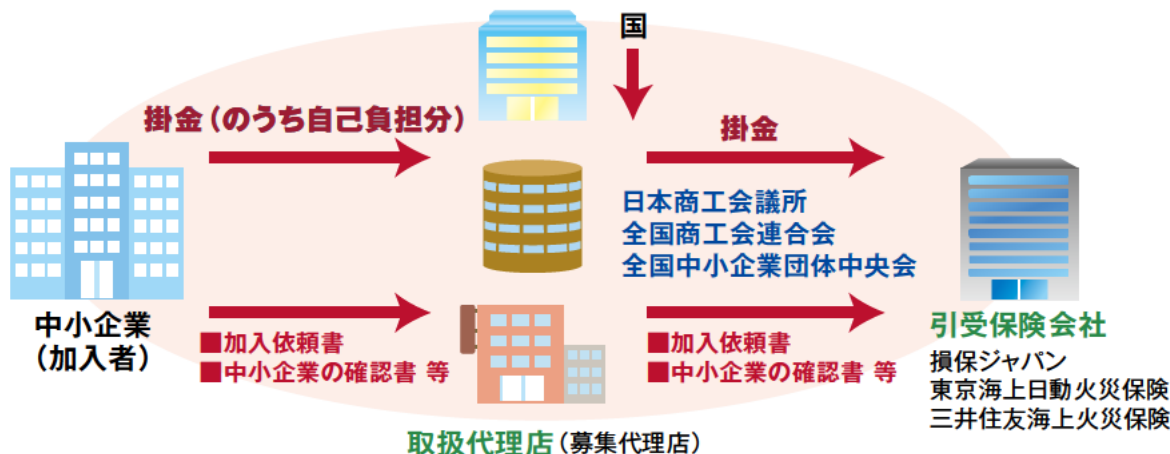
補助率 掛金の1/2

※2年目以降の更新の場合は、掛金の1/3

4 公募の時期

2023年7月1日始期分（7月1日付け加入分）より開始（2024年2月1日始期分まで又は予算がなくなり次第終了）

5 制度の仕組み



お問い合わせ先

特許庁 海外知財訴訟費用保険

【保険内容や保険加入について】

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| (1) 日本商工会議所 総務部 | TEL : 03-3283-7832 |
| (2) 全国商工会連合会 企業支援部 リスクマネジメント課 | TEL : 03-6206-6264 |
| (3) 全国中小企業団体中央会 特命担当(保険) | TEL : 03-3523-4904 |

【制度全般について】

特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室 TEL : 03-3581-1101 (内線2577)
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html



知財総合支援窓口

1 支援の概要

アイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な経営課題に対し、よろず支援拠点をはじめとする関係機関と連携しつつ、知財の側面から支援します。より専門的な相談や高度な相談については、**弁理士や弁護士等の専門家やINPITの海外知財プロデューサーが無料でアドバイスします。**

具体的な支援内容

～海外展開に関する支援～

海外で知的財産権を取得する際の外国出願に係る費用助成事業等の支援施策の紹介や外国の企業との知財に関するライセンス契約に関して専門家による助言等の支援を行います。

2 支援の対象

- 社内に存在するアイデアや技術を利益につなげ、企業経営に生かしたい
- 社内の知財管理体制を整備したい
- 企業経営の中で生じた知的財産に関する悩みや課題の解決を行いたいなど、知的財産権の取得や活用についての相談を希望する中小企業等

3 支援の流れ

全国47都道府県に設置している窓口にて、無料でご相談頂けます。電話・ウェブ・訪問による支援も可能です。



お問い合わせ先

知財総合支援窓口、知財ポータル

【知財の相談について】

電話：全国共通ナビダイヤル (0570-082100)
全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎします
平日 9:00 ~ 17:00 (各窓口により異なる場合があります)
URL：<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

【事業全般について】

(独) 工業所有権情報・研修館 (INPIT) 知財活用支援センター 地域支援部管理担当
電話：03-3581-1101 (内線2412)



海外知的財産プロデューサー

1 支援の概要

企業における豊富な知的財産経験と海外駐在経験を有する海外知的財産プロデューサーが、海外ビジネス展開に応じた知的財産リスクやその具体的対策、知的財産の管理・活用に関するアドバイス・支援を**無料・秘密厳守**で行います。

具体的な支援内容

- ① 海外進出、海外事業展開における様々なお困りごと・悩みごとについて、御社までお伺いして、お悩みに対応します。ウェブ会議、電話、メールでの対応も行います。
- ② セミナー・シンポジウム・社内研修へ、海外知的財産プロデューサーを講師として無料で派遣し、海外展開の際の知財リスクや対応策など、ビジネス視点での知的財産の活用ノウハウを提供します。

2 支援の対象

海外進出・展開を検討している中堅・中小企業等

3 支援の流れ

(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)のウェブサイト、電話またはメールでお申し込みいただけます。
(無料、随時受付)



海外知的財産プロデューサーの支援例

- 海外知的財産事情を踏まえた事業展開に即した知財戦略の策定支援
- 海外展開の際の知財リスク軽減のためのビジネスモデル構築や契約書策定にあたってのアドバイス
- 技術流出や冒認出願等の懸念を踏まえた、外国展示会出展、サンプル・図面提供の方向性等の提案
- 海外知財リスクに対する意識向上のための啓発活動
- 技術流出のリスクを軽減するための社内知財管理体制の構築支援

お問い合わせ先

(独)工業所有権情報・研修館(INPIT) 海外展開知財支援窓口
電話：03-3581-1101 (内線3823)
メール：ip-sr01@inpit.go.jp
URL：https://faq.inpit.go.jp/gippd/service/

海外知的財産プロデューサー



海外の知財制度等に関する情報収集ツール

新興国等知財情報データベース (ウェブサイト)

アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米などの各国知的財産制度や公報、統計等の情報へのアクセス方法、模倣被害、訴訟対策情報、ライセンス実務に関する情報等をコンテンツとして掲載しています。

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp>

新興国 知財



お問い合わせ先▶ (独)工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 知財戦略部 海外展開支援担当

TEL : 03-3581-1101(内線3823)

各種マニュアル

●海外知財訴訟リスク対策マニュアル

中小企業の海外進出が増えている中で、海外において知財に絡む係争に巻き込まれるケースも増えています。現在海外展開を検討している、もしくは、準備を進めようとしている中小企業の皆さまに、知的財産にまつわる「リスクに自ら気づき」、「必要な予防」のヒントをとりあげたマニュアルをぜひご活用ください。

https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/soshou_manual.html

海外知財訴訟リスク対策マニュアル



お問い合わせ先▶ 特許庁 総務部 普及支援課 支援企画班

TEL : 03-3581-1101(内線2145)

●模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、調査報告書

特許庁では、模倣品被害の多発する国・地域に関する有益な情報を、模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、調査報告書として取りまとめていますので、ぜひご覧ください。

<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/manual.html>

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/gaikoku.html>

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/shogaikoku.html>

お問い合わせ先▶ 特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室 TEL : 03-3581-1101(内線2577)

海外でも知財の専門家が相談をお受けします!



〈知財駐在員/IP attaché〉

特許庁は、主要国・地域に事務所を保有する団体、組織の事務所に知的財産権制度に精通した知財専門家(調査員)を常駐させています。各専門家は、各国・地域の知的財産権制度及びその運用に係る幅広い情報収集・調査研究活動の実施とともに、現地日系企業からの相談に対して、各国又は地域の特許法律事務所を活用し法制度面からのアドバイス等を行っています。

■お問い合わせ先 特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室 TEL : 03-3581-1101(内線2577)

有限会社ツトム食品 (群馬県)

大豆配合のこんにやく麺でビーガン市場狙う 海外を意識した商標を作成し海外展開

事業内容 こんにやく、しらたきの製造・販売
代表者 土屋 智久
所在地 群馬県岡岡市野上138-1
設立年 1994年2月
従業員数 19人
WEB <https://www.tsutomu-foods.co.jp/>

有限会社ツトム食品は、厳選した群馬県産の原料と野上川の清流水を使い、こんにやくを製造・販売する群馬県の企業である。群馬県の名産品であるこんにやくで、ベジタリアン・ビーガン市場をターゲットに、新たな商品開発に取り組み海外展開を進める。

《外国出願背景・知財への取り組み》

- 同社は、国内では国内の牛丼チェーンや、給食等の業務用こんにやくの製造を行っていたが、当社のこんにやくであることが知られたユーザーから「こんなに美味しいこんにやくを直接販売しないのか」といわれることもあり、次世代まで事業を継続していくためにも小売りすることを検討。しかし、味や品質には自信があったが、国内では大手との価格競争がありビジネスにならないため、ハードルは高いが海外展開に踏み切ることになった。
- そこで、専務取締役の土屋和巳氏は、ジェット口群馬のグローバルビジネス実践塾の第1期生として塾生となり、ゼロから海外展開のノウハウを学ぶ上で、他社にない商品の必要性を感じて企画、社長の智久氏と開発したのが、こんにやくに大豆粉を加え、こんにやく臭を軽減させた、もちもちとした食感のこんにやく麺である。
- 同時に、海外展開においては、進出国での商標権の取得は重要であるということも学び、商標の出願においては、当初から海外市場を意識したものにし、ベジタリアンやビーガンが多い、米国と香港、欧州をターゲットに大豆イコール健康食品というイメージを強調したものにし、商品も枝豆をまぜた翡翠色のこんにやくや、パッケージにも、従来のこんにやくのイメージにはないピンク色を配したものだデザイン面でも女性ならではのアイデアが光る。
- 商標の「SoyNyack」は、大豆の「Soy」と、こんにやくの「にやく」を掛け合わせた造語であり、わかりやすく大豆のイラストも取り込んだロゴにした。また欧米では、「jack」が、あまりいいイメージがないため、その点にも配慮したという。

《本事業による事業効果や感想》

- 海外進出にあわせて、令和2年、3年度に、(公財)群馬県産業支援機構を窓口、前述のターゲット国である、米国と香港、欧州の3カ国に外国出願補助金を利用し出願した。
- 海外販売は、商社を通じて2018年から始まり、ジェット口のハンズオン支援を受けた。香港ではしらたきが火鍋の材料として定着しており、また、米国、ドイツではビーガン食品として市場も伸び始めている。輸出実績は14カ国以上にわたり、現在も10カ国と取引している。
- こんにやくは、健康食品やビーガン商材の中でも、賞味期限が長い加工食品であり商材としても魅力があり、引き合いも伸び、毎年売上が倍増し、2018年に比べ20倍に伸びている。
- 海外での商標出願は、商品に対してしっかり取り組んでいるという納得感、信頼感につながっている。自信をもって海外に出せる商品なので、しっかり権利取得をし、今後も海外展開を進めていきたい。



専務 取締役
土屋 和巳氏



海外向けの「SoyNyack」のパッケージ
ミラサボ専門家派遣の支援を活用



枝豆、黒ごま、湯葉風など
フレーバーこんにやくシリーズ

SoyNyack 「SoyNyack」のロゴ



外国出願
補助金

寿虎屋酒造株式会社 (山形県)

近年、被害が多発している日本酒の冒認出願 中国で冒認出願された「霞城寿」の類似商標の 不使用取消に成功 日本酒の蔵の事例

事業内容 日本酒の製造・販売
代表者 大沼 幹雄
所在地 山形県山形市大字中里字北田93-1
設立年 1715年
従業員数 15人
WEB <https://kotobukitoraya.co.jp/>

寿虎屋酒造株式会社は、江戸享保年間1715年に創業、東北唯一の譜代大名蔵である山形城の御用酒屋として酒造り一筋の老舗酒蔵である。酒造りに適した天然軟水である蔵王山系伏流水を使い仕込まれる日本酒「寿久蔵」と並ぶ主力製品「霞城寿」は、ワイングラスでおいしい日本酒アワード2023プレミアム純米部門 最高金賞受賞するなど高い評価をうけている。

《侵害対策を実施した背景・実施内容》

- 2020年8月：ジェット口山形からの連絡で、商標「霞城」を含め、当社関連の複数の商標登録が判明し、放置できないことから、INPIT山形県知財総合支援窓口、海外知的財産プロデューサーの支援も活用しながら、当補助金も活用し対策を実施した。
- また、当社では令和2年度～4年度には「外国出願補助金」を利用して、メインブランド「寿久蔵」、「霞城寿」などの商標をシンガポール、香港、台湾に出願。
- 2021年1月：2010年くらいから中国に進出していたが、すでに展開している商品の権利化を進めるために自社で商標「霞城寿／KAJO KOTOBUKI」を、第33類（日本酒）で中国に出願するが、すでに、中国で2014年に登録されていた「霞城」に類似するとの理由で拒絶を受けた。
- 商標「霞城寿」の「寿」は、当社が長い歴史を通じて酒造りの基本にしてきた大切な言葉で、「霞城寿」は、山形城の通称「霞が城」とおめでたい「寿」を合わせたことに由来し、命名されたもので、偶然同分類での出願とは考えにくい。
- また、中国の商標権者は広告代理店であり、酒類の製造販売などは行っておらず、係争者は多数の日本酒の商標を出願しており、抜け駆けで、他社の商標を出願していると推測された。中国の検索サイトでも「霞城」を含む商品は販売されていなかったため、「霞城寿」は、当社の主力製品でもあり権利化は必要であり、当補助金を利用して不使用取消審判を行うこととした。

《本事業による効果》

- 当社では、昭和29年に「霞城寿」の商標の国内への出願は行っていたものの、中国への輸出を開始した2010年に中国への出願までは念頭になかったという。
- 不使用取消審判請求を実施するにあたり、取消後に当社の商標が登録

- できるように、まずは再度「霞城寿」の出願を実施。この出願に対し、拒絶理由通知を受けるが、不使用取消審判請求中であることを理由に複審請求書や、その後の証拠補充などで積極的な応答を行う。
- 2022年9月に不使用取消審判請求が認められ、冒認商標の登録が取り消され、拒絶理由も解消されたことにより、当社の商標が登録できる見込みである。
- このように、第三者に抜け駆けで登録されてしまうと不使用請求においては、係争者が当該商標を使用していない証拠を集めるなどの手続きが必要になるなど、取消のために時間も多額の費用も掛かる。
- 今後は、本案件を教訓に、輸出する国においては商標権利化を最優先した上で、輸出による経済活動を行ないたいとしている。

霞城寿

霞城



カジョウコトブキ

当社の商標 (商標登録第0467907号)

冒認出願された商標

商標：「霞城寿/カジョウコトブキ」
(第33類)

商標：「霞寿」
(第33類)

ワイングラスでおいしい日本酒アワード2023
プレミアム純米部門
最高金賞受賞



外国出願
補助金



冒認商標無効・
取消係争支援



知財総合
支援窓口



海外知財
プロデューサー

令和5年度 中小企業等外国出願補助金実施機関

全国実施機関 ※全国の事業者から申請を受理します。

(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的資産部 知的財産課 外国出願デスク
TEL : 03-3582-5642 / E-mail : SHUTSUGANDESK@jetro.go.jp

地域実施機関 ※域内に本社、支社、事業所等がある事業者から申請を受理します

(令和5年5月1日現在)

局	都道府県	都道府県等中小企業支援センター名	住 所	電話番号	
北海道	北海道	(公財)北海道中小企業総合支援センター	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	011-232-2403	
東北	青森県	(一社)青森県発明協会	青森市長島一丁目1-1 青森県庁北棟1階 青森県知的財産支援センター内	017-734-9417	
	岩手県	(公財)いわて産業振興センター	盛岡市北飯岡二丁目4番26号 岩手県先端科学技術研究センター2階	019-631-3825	
	宮城県	(公財)みやぎ産業振興機構	仙台市青葉区上杉一丁目14番2号 宮城県商工振興センター3階	022-225-6638	
	秋田県	(公財)あきた企業活性化センター	秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎2階	018-860-5614	
	山形県	(公財)山形県産業技術振興機構	山形市松栄二丁目2番1号 山形県高度技術研究開発センター内	023-647-3163	
関東	福島県	(公財)福島県産業振興センター 技術支援部(テクノ・コム)	郡山市待池台一丁目12番地(福島県ハイテクプラザ内)	024-959-1951	
	茨城県	(公財)いばらぎ中小企業グローバル 推進機構	水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎4階	029-224-5412	
	栃木県	(公財)栃木県産業振興センター	宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内	028-670-2617	
	群馬県	(公財)群馬県産業支援機構	前橋市亀里町884-1 群馬県産業技術センター内	027-265-5012	
	千葉県	(公財)千葉県産業振興センター	船橋市北本町1-17-25 ベンチャープラザ船橋1階	047-426-9200	
	千葉市	(公財)千葉市産業振興財団	千葉市中央区中央2丁目5番1号 千葉中央ツインビル2号館8階	043-201-9504	
	埼玉県	(公財)埼玉県産業振興公社	さいたま市中央区上落合2丁目3番2号 新都心ビジネス交流プラザ3階	048-621-7050	
	神奈川県	(公財)神奈川県産業振興センター	横浜市中区尾上町5丁目80番地 神奈川中小企業センタービル5階	045-633-5126	
	新潟県	(公財)にいがた産業創造機構	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階	025-246-0063	
	長野県	(公財)長野県産業振興機構	長野市若里一丁目18番1号 長野県工業技術総合センター3階	026-227-5028	
中部	山梨県	(公財)やまなし産業支援機構	甲府市大津町2192番地8号 アイメッセ山梨3階	055-243-1888	
	静岡県	(公財)静岡県産業振興財団	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4F	054-273-4434	
	愛知県	(公財)あいち産業振興機構	名古屋市中区名駅四丁目4番38号 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)14階	052-715-3074	
	岐阜県	(公財)岐阜県産業経済振興センター	岐阜市藪田南5丁目14番53号 OKBふれあい会館10階	058-277-1092	
	三重県	(公財)三重県産業支援センター	津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階	059-253-1430	
	富山県	(公財)富山県新世紀産業機構	富山市高田529番地 富山技術交流ビル1階	076-444-5606	
	石川県	(公財)石川県産業創出支援機構	金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館1F	076-267-1244	
	近畿	福井県	(公財)ふくい産業支援センター	福井市川合鷺塚町61字北稲田10 福井県工業技術センター内	0776-55-1555
		滋賀県	(公財)滋賀県産業支援プラザ	大津市打出浜2番1号 コラボしが21 2階	077-511-1413
		京都府	(公財)京都産業21	京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内	075-315-9425
京都市		(公財)京都高度技術研究所	京都市下京区中堂寺南町134番地	075-366-5332	
大阪府		(公財)大阪産業局	東大阪市荒北1-4-17 クリエイション・コア東大阪北館1階	06-6748-1052	
兵庫県		(公財)新産業創造研究機構	神戸市中央区港島中町6丁目1 神戸商工会議所会館4階	078-306-6808	
奈良県		(公財)奈良県地域産業振興センター	奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター3階	0742-36-8312	
和歌山県		(公財)わかやま産業振興財団	和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階	073-432-5122	
中国	鳥取県	(公財)鳥取県産業振興機構	鳥取市若葉台南7丁目5番1号	0857-52-6722	
	島根県	(公財)しまね産業振興財団	松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内	0852-60-5112	
	岡山県	(公財)岡山県産業振興財団	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山	086-286-9711	
	広島県	(公財)ひろしま産業振興機構	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ内	082-240-7718	
四国	山口県	(公財)やまぐち産業振興財団	山口市小郡令和1丁目1番1号 山口市産業交流拠点施設内(KDDI維新ホール4階)	083-902-3722	
	徳島県	(公財)とくしま産業振興機構	徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館2階	088-654-0101	
	香川県	(公財)かがわ産業支援財団	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階	087-867-9332	
	愛媛県	(公財)えひめ産業振興財団	松山市久米窪田町337-1	089-960-1201	
	高知県	(一社)高知県発明協会	高知市布師田3992番地3 高知県工業技術センター4F	088-845-7664	
九州	福岡県	(公財)福岡県中小企業振興センター	福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル6階	092-622-0035	
	佐賀県	(公財)佐賀県産業振興機構	佐賀市鍋島町八戸溝114	0952-30-8191	
	長崎県	(一社)長崎県発明協会	大村市池田2丁目1303-8 長崎県工業技術センター内	0957-52-1144	
	熊本県	(公財)くまもと産業支援財団	上益城郡益城町田原2081-10	096-286-3300	
	大分県	(一社)大分県発明協会	大分市高江西1丁目4361-10 大分県産業科学技術センター内	097-596-6171	
	宮崎県	(公財)宮崎県産業振興機構	宮崎市佐土原町東上那珂16500番地2 宮崎テクノリサーチパーク:宮崎県工業技術センター2階	0985-74-3850	
鹿児島県	(公財)かごしま産業支援センター	鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館2階	099-219-1272		

制度に関する
お問い合わせ

特許庁 総務部 国際協力課海外展開支援室
TEL : 03-3581-1101(内線2577)

※本冊子は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第9条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和4年2月25日変更閣議決定)」に基づく判断基準を満たす紙を使用しており、「Aランク」のみを用いて作成しているため、「紙へリサイクル可」

詳しくは ▶ https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html